

とりまとめ（案）

はじめに

河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積している我が国において、国民の生命と財産を守る治水対策は、国家の存立の根幹に関わるきわめて重要な施策である。

治水対策は、それぞれの河川の特性を踏まえて、洪水や高潮による氾濫を防ぐために行ってきたが、近年においても毎年のように全国各地で記録的な大雨による水害が発生するなど気候変動の影響が顕在化しつつあり、今後、現況の施設能力を超える洪水や高潮が発生する懸念はますます増大している。人口・資産が集積する首都圏及び近畿圏のゼロメートル地帯等の低平地においては、ひとたび堤防決壊が発生すると、広範囲に浸水が発生し、浸水継続時間が長期間にわたるなど壊滅的な被害が発生するおそれがあることから、堤防決壊を回避するために、通常の堤防と比較して堤防の幅を高さの30倍程度とする幅の広い高規格堤防の整備を進めてきた。

高規格堤防は、一連の区間のうち一部区間で整備した場合や基本的な断面形状が完成していない場合においても、整備箇所の堤防の安全性が格段に向上し、災害発生時には周辺住民等の避難場所として機能するとともに、良好な住環境が提供されるなど多面的な効果が発揮される。

一方で、高規格堤防は、完成までに多くの費用と時間を要する等の指摘を受けたことから、平成23年には、「高規格堤防の見直しに関する検討会」の審議を踏まえ、「人命を守る」ということを最重視して、人口・資産等が集積し、堤防が決壊したときに安全な避難場所が十分に確保できない地域としてゼロメートル地帯等の約120kmに整備区間を絞り込み、高規格堤防の整備を進めることとした。あわせて、同検討会のとりまとめでは、今後の高規格堤防の整備に関する課題が指摘されており、国土交通省では、これまで、検討会の指摘を踏まえた取組を実施してきたところであるが、取組事例は未だ一部に限定されている。また、水防災意識社会の再構築や社会資本整備のストック効果の最大化の動きなど、河川事業を取り巻く情勢も変化している。

この検討会とりまとめから5年が経過したことを踏まえ、今般、あらためて高規格堤防の現状と課題等について幅広く議論するべく、「高規格堤防の効率的な

1 整備に関する検討会」を開催し、より効率的に高規格堤防の整備を推進するため
2 の方策についてとりまとめた。

3 4 5 1. 首都圏及び近畿圏のゼロメートル地帯等の状況

6 首都圏及び近畿圏は、利根川や淀川などにより長い時間をかけて形成された
7 沖積平野に位置しており、広大な低平地になっている。

8 これらの地域では、大正から昭和初期にかけて、地下水のくみ上げを原因とす
9 る広域的な地盤沈下が始まり、高度成長期には工業用水の需要等に伴うくみ上
10 げ量の増大等により、最大約 4.5m にも及ぶ大規模な地盤地下が進行した。その
11 結果、首都圏および近畿圏には、標高が海面よりも低いゼロメートル地帯が広範
12 囲にわたって形成されている。

13 東京・大阪を中心とする都市圏の大部分がそのような低平地にあり、我が国の
14 人口・資産の多くが集積しているため、洪水等による堤防の決壊が甚大な人的・
15 経済的被害を招くおそれがある。仮にゼロメートル地帯で堤防が決壊すると、外
16 水位と堤内地盤との落差により激しい氾濫流が都市部を襲い、浸水が広範囲に
17 及ぶだけでなく、地盤高が海面下であり、自然排水が困難であることから、浸水
18 が長期にわたるなど、被害が甚大となるおそれがある。

19 さらに、避難場所となりうる高台が少ない上、道幅が狭い木造密集市街地が広
20 く分布していることから、大規模浸水時の避難や救助等に支障が出るおそれ
21 ある。

22 23 24 2. 高規格堤防を取り巻くこれまでの経緯

25 人口・資産等が高密度に集積した低平地等を抱える首都圏及び近畿圏におい
26 て、堤防の決壊による壊滅的な被害を回避するための対策として、昭和 62 年よ
27 り、荒川、利根川、江戸川、多摩川、淀川、大和川の 5 水系 6 河川を対象に高規
28 格堤防の整備が進められてきた。

29 平成 22 年 10 月に、行政刷新会議の「事業仕分け」において、高規格堤防事
30 業が一旦廃止とされたことを受け、平成 23 年 2 月から「高規格堤防の見直しに
31 関する検討会」（以下「前検討会」という。）が開催され、高規格堤防の整備区間
32 の見直しや今後の整備にあり方等についての検討が行われた。

1 前検討会では、高規格堤防の整備区間を「人命を守る」ということを最重視し
2 て「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性
3 が高い区間」とすることなどを主な内容とする「高規格堤防整備の抜本の見直し
4 について（とりまとめ）」（平成 23 年 8 月）（以下「前回とりまとめ」という。）
5 をとりまとめた。

6 人口・資産等が高密度に集積した低平地等を抱える首都圏及び近畿圏におい
7 て、堤防が決壊を回避する方策としての高規格堤防の整備区間の設定の具体的
8 な考え方として、堤防が決壊したときに、安全な避難場所が十分ではない、ある
9 いは密集狭隘のため避難できない地域において特に必要性が高いことから、

- 10 （１）堤防が決壊すれば十分な避難時間もなく海面下の土地が浸水する区間
- 11 （２）堤防が決壊すれば建物密集地の建築物が 2 階まで浸水する区間
- 12 （３）堤防が決壊すれば破壊力のある氾濫水により沿川の建物密集地に被害が
13 生じる区間

14 とし、氾濫形態や地形等を考慮して、整備区間を、荒川、江戸川、多摩川、淀川、
15 大和川の 5 水系 5 河川におけるゼロメートル地帯等の約 120km としたところ
16 である。

17 あわせて、今後の高規格堤防の整備手法について、「まちづくりと連携した整
18 備」、「コストの縮減等」、「投資効率性の確認」等の観点から提言されている。

19 また、平成 25 年 4 月以降は、整備区間のうち、地元から強い要望があり、ま
20 ちづくりとの連携がスムーズにでき、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等
21 として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところ等を優先的に整備し
22 ているところである。

23 平成 29 年 3 月末時点の高規格堤防の整備状況は、整備区間の約 120km に対
24 して約 14km（約 12%）が整備済みで、このうち、高規格堤防の基本的な断面形
25 状が確保されている区間は、約 3.3km（約 2.8%）となっている。

26 現在、国土交通省においては、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を受けて提
27 言された「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」（平成
28 27 年 12 月社会資本整備審議会答申）を踏まえて、社会の意識を「施設の能力に
29 は限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと変革を促
30 し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を推
31 進しているほか、社会資本整備に関わる者が行うべき取組としてとりまとめら

1 れた「ストック効果の最大化に向けて」（平成 28 年 11 月社会資本整備審議会交
2 通政策審議会交通体系分科会計画部会専門小委員会とりまとめ）をとりまとめ、
3 スtock効果の最大化に向けた具体的な戦略を推進しているところであり、高
4 規格堤防についても、これらの動きに対応した整備のあり方が求められている。

7 3. 高規格堤防整備の役割

8 河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積している我が国において、高規格堤
9 防の整備も含め、国民の生命と財産を守る治水対策は、国家の存立の根幹に関わ
10 る極めて重要な施策である。少子・高齢化、財政の逼迫等の社会経済情勢の大き
11 な変化の中で、国民の安全・安心を確保する観点から治水対策の重要性は今後と
12 も変わるものではない。

13 地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化しつつあり、水災害の激甚化・頻発
14 化が懸念されている。今後、施設の能力を上回る洪水（以下「超過洪水」という。）
15 等により首都圏および近畿圏のゼロメートル地帯や密集市街地に広範囲に浸水
16 が生じた場合には、我が国の存亡に関わるような経済被害を招くだけでなく、多
17 くの人命が失われることも想定される。

18 現在、水防災意識社会を再構築する取組の一環として、住民の避難誘導を円滑
19 に実施するためのハザードマップの整備、避難情報の適切な提供等のソフト対
20 策が進められており、首都圏及び近畿圏においても、人口・資産の集積状況や気
21 候変動による洪水等の頻発化・激甚化を踏まえ、超過洪水等が発生しても人命を
22 守ることを第一に、地方公共団体と連携して、それらの取組を重点的に進めてい
23 るところである。しかしながら、超過洪水等によって甚大な人的被害が発生する
24 可能性の高いゼロメートル地帯については、全域にわたって水没するリスクが
25 あることや、人口が多く避難者の数が多い上に避難場所や活動拠点となる高台
26 が少ないことなどからソフト対策だけでは限界がある。このため、施設整備もあ
27 わせて着実に実施することが必要である。特に人口・資産が集積する首都圏及び
28 近畿圏では、高規格堤防の整備により、そのような壊滅的な被害を回避すること
29 が極めて重要である。高規格堤防は、超過洪水等による越流、浸透等に対する決
30 壊を防ぎ、地震発生時の液状化による堤防の大規模な損傷を回避することがで
31 きる、通常の堤防と比較して堤防の幅を高さの 30 倍程度とする幅の広い堤防で
32 ある。

1 高規格堤防が整備された場合、基本的な断面形状が完成していない場合にお
2 いても、洪水等に対する堤防が有する耐浸透、耐侵食、耐越水のそれぞれの機能
3 について、次のような効果が発現することが期待される。

4 (1) 耐浸透機能については、通常堤防に比べて断面が拡幅・緩傾斜化される
5 ため、浸透路長が長くなるとともに、法面の安定性が増加し、すべり破壊とパイ
6 ピング破壊への抵抗性が向上することから浸透に対する堤防の安全性が向上す
7 る。

8 (2) 耐侵食機能については、通常堤防に比べて川表側の法面や法尻が補強さ
9 れるため、侵食に対する堤防の安全性が向上する。特に川表側の法面を緩傾斜化
10 する場合は更に安全性が向上する。

11 (3) 耐越水機能については、通常堤防に比べて川裏側の勾配が緩やかになる
12 ため越流水による侵食作用は小さくなる。また、川裏側の暫定的な法面等が侵食
13 されることがあっても、堤防の決壊リスクは低下する。

14 このように、洪水等に対して、堤防の安全にかかるいずれの機能も向上する。

15 また、高規格堤防は、地方公共団体等が実施する土地区画整理事業や市街地再
16 開発事業などや、民間事業者による工場跡地におけるマンション建設などの土
17 地利用転換といったまちづくりと連携して整備されることが多いため、安全・快
18 適な都市の形成に資することが期待される。

19 具体的には、災害時の周辺住民等の避難場所としての機能や、被災者の救助活
20 動、水や食料をはじめとする緊急物資の輸送・供給活動など災害時の様々な活動
21 の拠点としての機能が発揮される。

22 さらに、木造住宅密集地域や狭隘な道路が多くあった区域などでは、これらの
23 解消により高規格堤防の川裏法面に良好な住環境が提供できるほか、河川の空
24 間との連続性から開放感が生まれるなど都市景観が向上することにより、高規
25 格堤防の川裏法面に居住する住民のみならず周辺地域の住民等にとっても良好
26 な都市空間が形成される。

27 実際に、平成28年度に実施した国土交通省によるアンケート調査において、
28 アンケートに回答した高規格堤防の川裏法面に居住する住民の約9割の方々が、
29 住まわれている環境に対して「満足」「まあ満足」と回答しており、高規格堤防
30 の整備とこれと併せて行われた上面整備により提供された住環境に満足されて
31 いる声も多くある。

1 このように、高規格堤防の整備によって、多面的な効果が発揮される。さらに、
2 一部区間で整備した場合や基本的な断面形状が完成していない場合にも、堤防
3 の安全性が格段に向上するとともに、災害時の避難場所や活動拠点としても活
4 用されるため、高規格堤防の整備を順次進めることが重要である。

7 4. 高規格堤防の整備における主な課題

8 1) まちづくりと連携した整備に関する課題

9 前回とりまとめでは、まちづくりと連携した整備の課題として、まちづくりの
10 インセンティブとなるような土地の有効活用や高度化等の方策を検討すべきで
11 あることや、まちづくりを担う地方公共団体と情報交換を十分に行い、まちづく
12 りの機会を逃さないことはもちろんのこと、河川サイドからも積極的にまちづ
13 くりサイドに提案することにより共同事業者としてのメリットをそれぞれが享
14 受できる事業計画の策定や、的確なタイミングでの事業着手に努めるべきであ
15 ることについて指摘されている。

16 高規格堤防の整備は、その事業主体である河川管理者の事業評価手続きを完
17 了した次年度に事業化し、その上で共同事業者と基本協定を締結している。例え
18 ば、年度の早い時期に地方公共団体や民間事業者等が高規格堤防と共同で事業
19 を実施する意向を持ち、調整を開始した場合、基本協定締結までに、効率的に手
20 続きを進めたとしても、手続きだけで1年程度の期間が必要となる。

21 河川管理者は、事業化されて基本協定を締結するに至るまでの間、事業の準備
22 にとりかかっていることを共同事業者に適切なタイミングで明確に伝えていな
23 いため、共同事業者との間で十分な信頼関係を築くことができない場合がある。
24 実際に、共同事業者が高規格堤防と共同で事業を実施することを断念した事例
25 がある。このような場合には、将来、この区域において高規格堤防の整備を進め
26 る際に、すでに事業者によって大規模建築物が建設されているため、当該建築物
27 の移設等の調整が極めて困難となる。高規格堤防を着実に整備するためには、こ
28 のような事態を防止する必要がある。

29 高規格堤防を整備する際には多様な手法がある。例えば、河川管理者として高
30 規格堤防の整備を進めるためには、共同事業者が土地区画整理事業を行う地方
31 公共団体であったり、マンション開発等を行う民間事業者であったり、様々な事
32 業と共同で実施することになる。このため、河川管理者はそれぞれの共同事業の

1 内容に応じた整備手法を検討し、調整に当たる必要があるほか、まちづくりの機
2 会や共同事業者の意向等の把握、必要な調査、計画・設計、工事発注、施工管理
3 など、様々な局面で人材やノウハウが必要となる。これに対して共同事業者は、
4 地方公共団体や民間事業者など様々な主体があり、面的な事業をどのような事
5 業手法で行うかの検討や、高規格堤防と共同で実施することにより更に必要と
6 なる調整などにおいて、人材やノウハウが十分に確保できない場合も想定され
7 る。このように、高規格堤防の整備、市街地整備等それぞれの側面で支援が必要
8 となる。

9 民間事業者が土地を取得するなどして、高規格堤防と共同で新たに事業を起
10 こす際には、河川管理者による盛土等の施工期間中に民間事業者の企業活動が
11 開始できず、事業の収益が得られないため、固定資産税や土地取得のために借り
12 入れた資金の利子、借地による事業を予定している場合は借地料などの民間事
13 業者の負担軽減が課題である。また、家屋等の移転を必要とする場合は、仮移転
14 に伴う住民等の負担の軽減が課題である。

15 このほか、限られた事業区域において高規格堤防を整備する場合、基本的な断
16 面形状が確保できず、堤内地側等の盛土端部の処理として擁壁の整備が必要と
17 なり、事業区域が小規模になるほど、元の地盤との高低差によって擁壁が高くな
18 るため、事業区域の面積あたりの盛土等の整備費用が高額となることから、でき
19 だけ大きな事業区域となるようにする必要がある。

20 河川管理者は、高規格堤防の整備区間である約 120km の位置については一般
21 に示しているが、高規格堤防が基本的な断面形状で完成する際に影響する堤内
22 地側の土地のおおよその範囲（以下「予定区域」という。）については、個々の
23 問合せに答える形で示してきたものの、予定区域の全体像を一般に示していな
24 い。また、近年は、ゼロメートル地帯の治水対策等に取り組む意志が感じられず、
25 共同事業者との調整等において河川管理者側の姿勢が受動的であると受け取ら
26 れている。

27 整備区間の見直し以降、高規格堤防と市街地の一体的かつ計画的な整備の推
28 進にあたって、これまでに定められた推進のための措置が現在では無効となっ
29 ている等との誤解が地方公共団体等にある。

30 地方公共団体が策定した計画等に高規格堤防の整備やその予定区域を明示し
31 ている事例はあるが、そのような地方公共団体は少数である。

1 河川管理者による周知活動が不十分であることなどから、高規格堤防の認知
2 度は低く、高規格堤防上に居住されている住民や予定区域に居住されている住
3 民でも高規格堤防について十分に理解されているとは言い難い状況となってい
4 る。

5 6 2) コストの縮減や工期の短縮に関する課題

7 前回とりまとめでは、整備手法の見直しによるコストの縮減等の課題とし
8 て、コストの縮減や工期の短縮を図るべく整備手法の見直しが必要であるこ
9 と、そのためには、地盤改良等の工法や移転方式の見直しなどの工夫が求めら
10 れることなどが指摘されている。

11 高規格堤防とその共同事業についての一般的な施工の流れは、①既設の構造
12 物が撤去された後、河川管理者が盛土や必要に応じた地盤改良を施工する、②
13 沈下収束の状況を確認した上で共同事業者へ引き渡される、③共同事業者が建
14 築物や基礎等の上面整備を実施する、となっており、河川管理者から共同事業
15 者への引渡しまでに要する工期の短縮が課題となっている。

16 高規格堤防の予定区域のうち、既設の堤防から離れた箇所で大規模な事業が
17 計画されたとしても、直ちに共同事業として高規格堤防を整備することは困難
18 である。一方で、このような場合に大規模建築物や地下構造を有する建築物な
19 どが建設されると、将来、この予定区域において高規格堤防の整備を行う際
20 に、盛土等の施工のためにこれら建築物の撤去が必要となり、大きな手戻りと
21 なるとともに多大な費用が必要となる。

22 また、これまでも、建設発生土の再利用や地盤改良工法の選定などによりコ
23 ストの縮減等に取り組んできたが、さらなる新技術の活用、技術開発などを如
24 何に進めるかが課題である。

25 26 3) 投資効率性の確認に関する課題

27 前回とりまとめでは、投資効率性の確認の課題として、越流しても決壊しない
28 という高規格堤防の特性を考慮し、まちづくりとの共同事業であるという特殊
29 性も踏まえ、投資効率性の確認手法のさらなる検討が必要であるとの指摘がさ
30 れている。

31 平成25年度以降に新規に着手した地区については、事業評価手続きの過程で、
32 事業の投資効果を評価してきたが、超過洪水等の氾濫を抑制する効果について

1 は、より適切に評価するようさらなる検討が必要である。また、高規格堤防の多
2 面的な効果について、現在の評価手続きにおいては十分に示されていない。

3 4 5 5. 主な課題に対するこれまでの取組

6 1) 川裏法面敷地の活用

7 高規格堤防の整備により、これまで通常の利用ができなかった従前の堤防の
8 川裏側の堤防法面の敷地（以下「川裏法面敷地」という。）の利用が可能とな
9 る。

10 川裏法面敷地を、これと隣接する共同事業者の土地と一体として活用するこ
11 とで、建築物の敷地面積を拡大し、大規模な建築物を建設した事例があるもの
12 の、このような適用事例は地方公共団体等との共同の場合に限定されている。

13 また、川裏法面敷地を、土地区画整理事業の事業区域に含め、土地区画整理
14 事業を行う地方公共団体が占用した上で、道路（市道）、公園（緑地）を配置
15 した事例では、地権者の公共減歩を緩和するなど、土地の有効利用に寄与して
16 いる。ただし、このように川裏法面敷地を含めた土地の有効利用の事例は土地
17 区画整理事業との共同の場合に限定されている。

18 19 2) 高規格堤防の整備に伴う税制の特例措置

20 高規格堤防の整備に伴い一時的に移転する家屋の所有者に対しては、不動産
21 取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除する税制特例措置が、高規格堤防
22 特別区域の指定の公示日から2年の間適用されている。

23 一部の地方公共団体では、土地区画整理事業によって使用収益できない土地
24 に対する固定資産税の減免措置が運用されている場合があり、高規格堤防の整
25 備と土地区画整理事業とが共同で実施される際に、河川管理者が高規格堤防と
26 しての盛土及び地盤改良を実施している期間の固定資産税の減免措置が土地所
27 有者に対して適用されている事例はあるが、限定的である。

28 29 3) 盛土と建築物などの一体的な施工

30 一般的に河川管理者が実施する盛土や地盤改良等と、共同事業者が整備する
31 建築物や基礎等を、一体的に施工することで工期の短縮等を図ることができる

1 可能性があるが、盛土と建築物等が一体的に施工された事例はあるものの少数
2 に留まっている。

3

4 4) 仮移転の解消

5 高規格堤防の整備にあたり、これまでは仮移転をし、盛土の後に本移転をす
6 るなど二度移転をしていたが、仮移転を解消するためには、予め別の用地を確
7 保するなどして盛土等を施工しておくことが有効である。これまで、地方公共
8 団体が所有する、あるいは、取得した用地を活用し、一部の家屋で仮移転をせ
9 ずに移転を実施した事例はあるものの、高規格堤防の整備においては、川裏法
10 面で通常の土地利用が可能であることから用地の取得を前提としてこなかった
11 ことなどから、これまでに実施された事例は極めて少ない。

12

13 5) 沿川地域が抱える課題の解決

14 これまで高規格堤防の整備と市街地整備が一体的かつ計画的に実施されてき
15 たことで、周辺住民等の避難場所、災害時の活動拠点などとなる空間を確保
16 し、良好な住環境を提供してきた。また、高規格堤防の整備が進むことで、大
17 規模水害時の避難場所や救助、緊急物資の輸送など様々な活動拠点として堤防
18 上を活用でき、さらに木造密集市街地の安全性確保といった氾濫域全域の安全
19 性向上などにも寄与している。

20 一方で、首都圏及び近畿圏ではゼロメートル地帯が広がり、未だ避難可能な
21 高台が不足するとともに、木造密集市街地が広範囲に分布している。

22

23

24 6. 高規格堤防を効率的に整備するための方策

25 前章までに、高規格堤防の整備における主な課題やこれらの課題に対するこ
26 れまでの取組を記述してきた。首都圏及び近畿圏のゼロメートル地帯を含む広
27 大な低平地における大規模水害のリスクや、ひとたび大規模水害が発生した場
28 合の甚大な被害、さらには避難や救援の困難さなどを河川管理者や地方公共団
29 体その他関係者が認識を共有することが重要であり、リスク、被害想定などを
30 的確に分析し、関係者に理解を促すことなどについての河川管理者の役割は大
31 きい。特に大規模水害により水没した際の浸水深や浸水継続時間、また、高規
32 格堤防の整備区間の堤防が決壊した際の氾濫流の勢いなどは、近年の如何なる

1 水害よりも甚大なものとなる上に、水没した場合に避難場所となり得る高台が
2 少ない。このような状況を改善するために高規格堤防の整備は効果的であるこ
3 と、また、この観点に立てば、高規格堤防の整備区間のうち、一部区間で整備
4 した場合や基本的な断面形状が完成していない場合においても、堤防の安全性
5 が格段に向上し、極めて重要な機能を発揮することなどを、河川管理者が地方
6 公共団体と連携して関係者と共有していくべきである。

7 河川管理者と沿川の地方公共団体が、将来像の認識共有を図り、高規格堤防
8 を都市の安全確保の手段としてとらえ、強力に進めるべきことを再確認し、関
9 係者と認識を共有しながら、高規格堤防の整備を効率的・効果的に進めていく
10 べきである。

11 以降では、主な課題に対して取り組むべき個別の方策を提言する。

12

13 1) 共同事業者への直接的な支援

14 (川裏法面敷地等を活用する仕組みづくり)

15 高規格堤防の整備により利用可能となる川裏法面敷地を公園や道路、建築物
16 の敷地に活用するなど、高規格堤防と共同で実施することが共同事業者にとっ
17 てインセンティブとなるような仕組みづくりをすべきである。

18 さらに、川裏法面敷地に加えて、堤防天端や川表法面、高水敷なども連続的
19 にアクセスが可能となるため、高規格堤防上と水辺空間とを一体的な空間とし
20 てとらえた活用方策についても検討すべきである。

21

22 (税制等の支援制度の検討)

23 高規格堤防と共同で事業を実施する際の民間事業者等の負担を軽減するため
24 の税制や融資等による支援について検討すべきである。また、一旦、河川管理
25 者等が土地を取得することなども含めてあらゆる手法を検討すべきである。

26

27 2) 事業化に向けた手続きの改善

28 (高規格堤防の予定区域を明示し、共同事業者を公募する仕組みづくり)

29 河川管理者が高規格堤防の予定区域を一般に向けて明示すべきである。な
30 お、民間事業者等への機会の均等を確保する必要がある場合は、予定区域を明
31 示するにあたり、共同事業者を公募する仕組みづくりを検討すべきである。

1 さらに、沿川の地方公共団体等と十分に情報交換を行い、沿川整備基本構想
2 など河川管理者と地方公共団体が共同で策定する計画へ反映させることが好ま
3 しい。

4
5 (河川管理者による事業の準備のための仕組みづくり)

6 高規格堤防の整備と連携したまちづくりの機会を逃さないために、河川管理
7 者が事業の準備を開始することを早期に表明する仕組みづくりをすべきである。

8
9 (民間のノウハウを活用した円滑な事業の調整の仕組みづくり)

10 高規格堤防の整備と共同事業との調整を円滑にするため、民間等のノウハウ
11 や人材を活用する仕組みづくりをすべきである。

12 13 3) コストの縮減や工期の短縮

14 (盛土と建築物などの一体的な施工などの仕組みづくり)

15 工期の短縮や共同事業者の裁量拡大のため、高規格堤防の盛土や地盤改良等
16 と建築物や基礎等を一体的に施工することができる仕組みづくりをすべきであ
17 る。この際には、高規格堤防としての盛土等の形状や品質等の確保や共同事業
18 者との調整の円滑化のために、共同事業者が盛土等を施工する際に遵守すべき
19 技術基準や、河川管理者による施工管理状況の確認方法、費用負担の考え方な
20 どを体系化すべきである。

21 また、高規格堤防の予定区域のうち、既設の堤防から離れた箇所で大規模な
22 事業が計画された際に将来の手戻りとならないような仕組みや、高規格堤防が
23 整備できない間の氾濫域の減災対策を促進する仕組み等を検討すべきである。

24
25 (大規模開発を誘導する仕組みづくり)

26 高規格堤防の整備に要するコストの縮減等のため、河川管理者だけでなく、
27 共同事業者が自ら事業区域を拡大する動機を生み出すことができる仕組みづく
28 りをすべきである。

29 また、堤内地側等の盛土端部の構造を擁壁でなく法面とすることで利用可能
30 な上面の面積は減少するものの、整備面積あたりのコストを縮減できる可能性
31 があるため、これらの工夫についても検討すべきである。

32

1 (新技術の活用によるコスト縮減等の取組み)

2 新技術の活用によるコストの縮減や工期の短縮をさらに進めるために、高規
3 格堤防の整備においてコストの縮減等が実現した新技術の活用実績を事例集と
4 して作成し、他の地区へ展開すべきである。

5 また、高規格堤防の整備における盛土工、地盤改良工、擁壁工などは公共事
6 業以外の工事においても多く用いられている工法であるため、多様な工事の実
7 績を把握し、活用するよう努めるべきである。

8
9 (地盤改良工法の選定の仕組みの検討)

10 共同事業者と調整の上、土地利用の予定、工事・補償の費用、工期などを勘
11 案して地盤改良工法を選定できる仕組みについて検討すべきである。

12
13 (仮移転を解消する整備手法の検討)

14 仮移転に伴う住民等の負担軽減のため、河川管理者や地方公共団体等による
15 移転用の土地の取得など、住民負担の軽減や仮移転費用の縮減に繋がる仕組み
16 を検討すべきである。

17
18 4) 高規格堤防の意義等の共有

19 (高規格堤防の意義等を共有する取組み)

20 高規格堤防の整備区間の沿川の将来像を河川管理者、地方公共団体、民間事
21 業者、住民その他関係者が共有することを目指し、高規格堤防の意義等の共有
22 に取り組むべきである。

23 具体的には、首都圏及び近畿圏のゼロメートル地帯等の災害リスク、高規格
24 堤防の整備効果、高規格堤防の予定区域、事業の仕組みなどを地方公共団体や
25 民間事業者等と共有する取組みを強力的に推進すべきである。

26 また、地方公共団体等と情報交換を十分に行い、まちづくりの機会を逃さな
27 いことはもちろんのこと、高規格堤防との共同事業を積極的に地方公共団体や
28 民間事業者等に提案する取組みを推進すべきである。

29 さらに、河川管理者と地方公共団体による高規格堤防と市街地の一体的かつ
30 計画的な整備の推進にあたっては、これまでに定められたこれらの推進のため
31 の措置や高規格堤防の整備のための新たな方策などについて地方公共団体や民
32 間事業者等に再度周知し、認識共有を図るとともに、それらの運用について相

1 談に応じる体制づくりをすべきである。これらの運用を通して、高規格堤防の
2 計画について、地方公共団体の計画等への反映の促進に取り組むべきである。

3 このほか、沿川や氾濫域の住民等に対しては、首都圏及び近畿圏のゼロメー
4 トル地帯等の災害リスクや高規格堤防の整備状況、計画、効果等について分か
5 りやすく伝えることにも取り組むべきである。

6 7 5) 投資効率性の確認手法の見直し

8 (投資効率性の確認手法の見直し)

9 越流しても決壊しないという高規格堤防の特性を考慮し、まちづくりとの共
10 同事業であるという特殊性も踏まえ、投資の効率性をより適切に評価できる確
11 認手法について検討すべきである。この際、高規格堤防の多面的な効果の示し
12 方についても検討すべきである。

13 14 15 おわりに

16 平成 23 年に高規格堤防の整備区間を荒川、江戸川、多摩川、淀川、大和川の
17 5 水系 5 河川におけるゼロメートル地帯等の約 120km とし、高規格堤防の整備
18 を進めてきているが、地方公共団体等の共同事業者との調整が完了した地区か
19 ら整備を実施する特性上、河川管理者の姿勢が受動的であると見えてしまう。河
20 川管理者と沿川の地方公共団体等が将来像の認識を共有し、両者が連携し、共同
21 で整備を行っていくというメッセージを発信した上で、都市の安全を確保する
22 手段としての高規格堤防の整備を進めていくことが急務である。

23 高規格堤防の多面的な効果、すなわち一連の区間のうち一部区間で整備した
24 場合や基本的な断面形状が完成していない場合においても、堤防の安全性が格
25 段に向上するとともに、周辺住民等の災害時の避難場所として機能し、良好な住
26 環境が提供されるといった効果を河川管理者と地方公共団体が積極的に発信し
27 ていくことが重要である。さらに、それらの効果を早期に発揮させるため、整備
28 を順次進めていくことの重要性を発信すべきである。

29 本検討会で提言した方策については、すでに実施している取組はあるものの、
30 事例が限定的に留まっていることから、これらを仕組みとして実現させていく
31 ために、地方公共団体の多様な市街地整備の考え方も踏まえた上で、高規格堤防
32 との共同事業を積極的に地方公共団体や民間事業者等に提案し、着実な高規格

- 1 堤防の整備が進展することを願うものである。
- 2